

2018 年度 卒業論文

児童養護施設で生活する児童の
「自立」と「自立支援」を問い直す

15SW1199 広瀬正太

目 次

目次	i 項
序章	1 項
第1章 「自立」を問う	2 項
第1節 社会福祉における「自立」の概念	3 項
(1) 「自立支援」施策の歴史の変遷	3 項
(2) 社会福祉と「自立」	3 項
第2節 生活保護制度と「自立」	4 項
第3節 障害者運動と「自立」	6 項
第4節 介護保険制度と「自立」	7 項
第2章 児童福祉における「自立」と「自立支援」を問う	9 項
第1節 児童福祉における「自立支援」施策の歴史の変遷	9 項
第2節 児童福祉と「自立」	11 項
第3節 「自立」の類型化	13 項
第4節 児童養護施設における「自立支援」	14 項
(1) 児童養護施設における支援	14 項
(2) 児童養護施設における「自立支援」のあり方	15 項
(3) 児童自立支援計画	17 項
第3章 東京都・自立支援強化事業と自立支援コーディネーター	17 項
第1節 自立支援コーディネーターの配置経緯	17 項
(1) 自立支援指導員の成り立ち	18 項
(2) 「社会的養護の課題と将来像」と東京都による退所者等の実態調査	18 項
(3) 自立支援強化事業	19 項
第2節 自立支援コーディネーターの業務内容と役割	20 項
第3節 配置後の成果	21 項
第4章 「自立支援」の実際—A 児童養護施設でのヒヤリング調査をもとに—	22 項
第1節 調査の概要	22 項
第2節 「自立」の考え方	23 項
(1) 「自立」の考え方	24 項
(2) 「自立」するために身につけておきたいこと	24 項
(3) 「自立」していく力を身につけていくために—「遊び」を通じたかかわり—	25 項
第3節 自立支援コーディネーターと「自立支援」の実際	26 項
(1) 職業体験	26 項
(2) 社会資源とのネットワーク	28 項
(3) アフターケア	28 項

（４）横割り活動と自習室の開放	29 項
第４節 支援プロジェクト—施設職員の協働・連携—	29 項
第５節 「自立」の再考—「自立」のための支援とは—	31 項
終章 求められる「自立」と「自立支援」とは何か	33 項
あとがき・謝辞	36 項
注	36 項
参考文献	37 項

序章

本論文では、日常の中で当たり前のように使われる「自立」という概念を扱い、特に児童養護施設（以下、養護施設）で生活する児童の目指す「自立」がどういう状態であるのか、ということをはっきりとすることを目的としている。そして、養護施設で行われる入所児童への「自立」に向けた支援について考察していく。

「自立しているか」と問われたときに、「自立している」と答える大学生はおそらく少ないように思う。かくいう筆者も堂々と「自立している」とは言い難いように思う。では、それはなぜだろうか。

まず「自立しているか」を考える前に、何をもち「自立」した状態とするのかということをはっきりとすることが必要である。そのうえで、「自立」した状態に達しているかどうかという視点で判断されることになる。「自立」と聞き、まず思い浮かぶ一般的なイメージは就労による経済的な自立であろう。しかし、「自立」を経済的な自立とだけ定義してしまうと、大学生や働くことのできない者は自立することができなくなってしまう。「自立」という基準が一律に定められているわけではなく、その用語に曖昧さを残していると考えられる。

筆者が4年次に社会福祉実習を行った養護施設は様々な理由で支援を必要とする児童が親と離れ、「社会的養護」を受けて生活するための児童福祉施設であり、「虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設¹」である。厚生労働省のホームページによれば、「社会的養護」とは「保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと」であり現在、虐待や貧困、障害・疾病などを理由に社会的養護を受けて生活する約4万6000人の児童のうち、9割近くが養護施設などの児童福祉施設で生活している（厚生労働省 2016）。

こうした養護施設をはじめとする児童福祉施設に入所する児童は原則として18歳で退所しなければならず、「自立」することが求められる。実習では養護施設で生活する児童の「自立」に向けた様々な支援が行われていることを学ぶと同時に、18歳の児童に求められる「自立」の困難さを感じた。18歳で施設退所後に一人暮らしをしながらも、親や家族からの経済的支援を期待できない者にとって、それは非常に大きな負担となることは想像に難くない。「児童養護施設入所児童等調査結果」（厚生労働省 2013）によれば、もとの家庭へ復帰したいと答えた年長児童²は、全体で34.4%であり、また、施設を出て、自分で生活することに自信があると答えた児童は、29.1%といずれも減少している³（図1）。高年齢になるほど家庭復帰を望まず、女子児童の自立への自信は低くなっていることが示されている。

こうした結果からも養護施設での「自立支援」の重要性がみえてくる。そこで、養護施設で生活する児童にとっての目指される「自立」とは何か、並びに「自立」に向け行われる支援のあり方について考えるに至った。本論文では、養護施設で生活する児童に焦点を当て、

図 1 児童養護施設の年長児童の将来の希望

	実数	家庭復帰	結婚したい	生活していく自信
総数	8,412	34.4%	41.8%	29.1%
男	4,417	32.8%	41.0%	32.6%
女	3,951	36.1%	42.8%	25.2%
14歳	331	47.4%	39.9%	27.2%
15歳	2,404	43.0%	38.4%	31.4%
16歳	2,078	34.7%	40.7%	28.0%
17歳	1,816	29.0%	44.0%	28.1%
18歳以上	1,595	24.1%	46.4%	28.1%

注) 総数には、性別不詳、年齢不詳を含む。

(出典) 厚生労働省 (2013)

「自立」とはどの状態を指すのか、また養護施設内で行われる「自立」に向けた支援のあり方について考察をしていく。第1章ではまず、社会福祉における「自立」の概念を児童福祉以外の領域ごとに整理する。第2章では児童福祉における児童の自立支援施策の歴史的変遷を概観し、児童の「自立」と「自立支援」について考察する。第3章では東京都の養護施設に配置されている、自立支援を行う専門職である自立支援コーディネーターに焦点を当て、その配置経緯や業務内容について論じる。それをもとに第4章では、筆者が実習を行った養護施設の自立支援コーディネーターの方に協力頂いたヒヤリング調査の内容をもとに児童の「自立」と「自立支援」について再考する。

養護施設で生活する児童の「自立」を論じることは、常に筆者自身への「自立しているか」、という問いへの回答を模索することになるかもしれない。

第1章 「自立」を問う

2000年に成立した社会福祉法では、福祉サービスが「個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するもの」(第3条)であるとされている。福祉サービスの利用者が「自立」した生活を送ることを目指す現代の福祉政策が伺える。

しかし、「自立」した状態を定義するのは難しい。それは、「自立」という概念が明らかに個人の基本的権利である一方で、あまり一方的に追求していくと、共同の価値観を損なうことがあるという矛盾した両義性をもつ「あいまいさに満ちた価値観」(コロピー 1999:11)であるからであり、非常に抽象的なものである。

本章では、これまでの日本の社会福祉制度・政策の中で「自立」がどのように位置づけら

れてきたかを明らかにし、社会福祉における「自立」の概念を整理していく。

第1節 社会福祉における「自立」の概念

(1) 「自立支援」施策の歴史的変遷

現在、わが国の各種社会福祉立法において「自立支援」が政策目標となり、基本理念の1つになっている(京極 2006:12)。これは、先に挙げた社会福祉法や介護保険法の条文においても「自立」という用語が用いられており、また2005年に制定された障害自立支援法(現・障害者総合支援法)や2014年の生活困窮者自立支援法など、法律の名称に「自立」という用語が用いられていることから現代の社会福祉政策の基本に「自立」が考えられているといえる。21世紀における社会福祉の理念は「個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で、障害の有無や年齢にかかわらず、その人らしい安心のある生活を送れるよう自立を支援すること」(中央社会福祉審議会 1998)であり、現代の福祉政策や制度の中で「自立」や「自立支援」が中核をなしている。

現在の社会福祉政策目標となり、基本理念でもある「自立支援」は1990年代に入り定着してきたものである。それまでの日本では長きにわたり社会保障・社会福祉の中心には「保護・救済」が置かれてきた(京極 2006:13)。日本で最初に「自立」という概念が法律上で明記されたのは1950年に制定された生活保護法であり、法の目的に「自立の助長」が示されたのが最初である。生活保護における「自立」は第2節で詳述するが、ここでいう「自立」は生活保護からの脱却をめざした「経済的自立」という狭義の自立を指すものであり、より広い意味での「本質的な自立」が国レベルで取り上げられるようになったのは、1995年の「社会保障体制の再構築—安心して暮らせる21世紀の社会を目指して—」である。本報告書内では、「21世紀には、社会を構成する一人一人がかけがえのない個人として尊重され、誰もが自立の心の重要性を理解し、それぞれの能力を生かして仕事と家庭を両立させながら、各人にふさわしい生き方を選択できる社会となることが望まれる」(社会保障制度審議会事務局 1995)と述べられている。これを契機として社会保障の理念が「保護・救済」から「自立支援」へと転換する契機の一つとなった(京極 2006:16)。

生活保護制度における「自立」支援が単なる就労支援に限定されることへ反発し、主体性の回復としての「自立」を求めたのが、経済的自立が困難な重度の障害をもつ者たちであった。後に障害者運動へと発展していき、その「自立」観は大きく変わっていった(岩崎 2008:189)。また社会福祉基礎構造改革では、自助を重視し福祉サービスを抑制する立場から「自立支援」が理念として位置づけられるようになった側面も指摘されている。1994年の新ゴールドプランの理念の一つに「利用者本位・自立支援」があげられるなど各分野に「自立支援」が法の目的に位置づけられるようになっていった(岩崎 2014:26)。

(2) 社会福祉と「自立」

次に、改めて社会福祉における「自立」の概念を考える。

社会福祉における「自立」とは、異なる幅広い意味合いを持ちながら使われる言葉でもあり（新保 1998:14）、抽象的な概念でもある。一般的な「自立」の考え方は、「他の援助や支配を受けず、自分の力で判断したり身を立てたりすること」という『広辞苑』での意味が定着している。「自立」という言葉からイメージされる概念は、誰にも頼らずに身の回りのことを一人でこなしていくことや生計を立てていくことであるように理解されている。

しかし、現代を生きるうえで「他の援助や支配を受けず、自分の力で判断したり身を立てたりすること」が果たして可能であろうか。少なくとも社会福祉における「自立」の考え方はこの限りではないように思う。例えば、庄司（2006:18）は『広辞苑』での定義に対し、「私たちが生きていくということは、他者とのかかわりのなかで、心理的な支えや具体的な援助を受けながらなされている」と指摘したうえで、「自立」を「自分にできることは自分でして、自分にできないことは人に頼ること」であると述べた。また新保（1998:14）は、社会福祉分野における「自立」は「他から支援を一切受けることなく、自分だけの力で生きていくこと」という意味合いで使われる場合がある一方で、「必要な社会資源を積極的に活用しながら、自らの生活を自らの意思で構築する」という意味合いで用いられることを指摘した。両者の考えに共通していることは、人に頼ることや社会資源を活用するなど、決して一人で解決することではないということだろう。その意味において、『広辞苑』での定義とは異なることがわかる。誰にも頼らず一人ですべてを決め生きていくことが理想であるが、それは決して容易ではない。必要であれば人に頼ることも大事なことである。

日本語の「自立」は「自身の立てた規範に従って行動すること」という「自律」に近いとした古川（2007:284-285）は、「自立」を「自助的自立」と「依存的自立」に分類し、社会福祉における「自立生活支援」の理念は、『依存的自立の支援』という文脈において追求され、実現される必要がある」と結論付けている。ここでも同様に、他者への「依存」が強調されており、「依存」を前提とした「自立」が社会福祉では重要であることが示されている。この考え方は、『広辞苑』での定義が「自助的自立」であり、社会福祉で求められる「自立」は「依存的自立」であると整理できる。

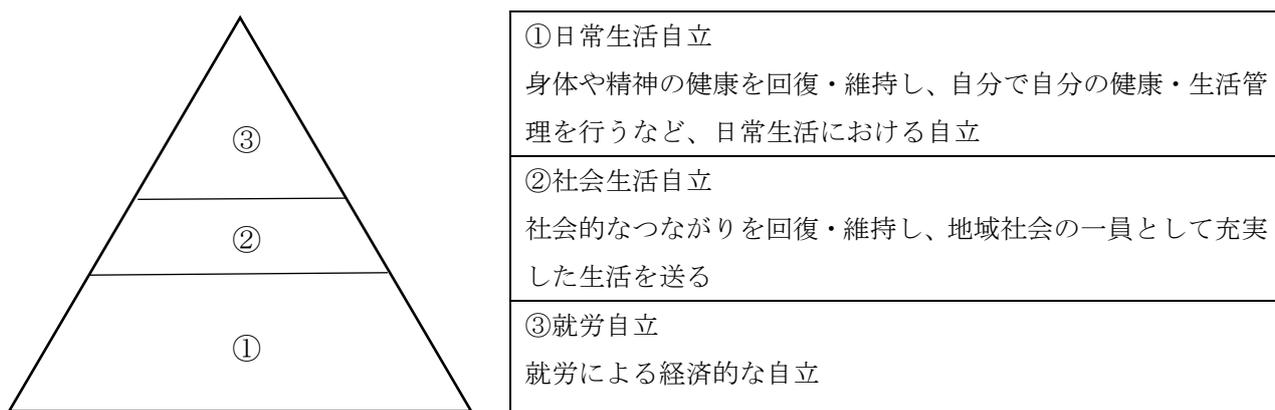
第2節 生活保護制度と「自立」

日本での社会福祉立法の中で最初に「自立」が明記されたのは1950年の生活保護法である。法律の目的には「最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長すること」（第1条）と明記されており、現在も変わらない。生活保護法がその目的として「最低生活の保障」とともに「自立の助長」を掲げている理由に対し、古川（2007:284）はここでいう「自立」が「人々のもつ自主独立の内容的可能性を発見し、それを助長育成して、その人々の能力に応じる状態において社会に適応させること」とであると述べ、「自助的、自己責任主義的な意味において用いられてきた」と論じた。生活保護受給者が目指すべき「自立」は主に就労による「経済的自立」であるといえる。新保（1998:14-15）は、『経済的自立』をはかる

ことにその重点がある」と指摘したうえで、「少なくともそのプロセスにおいては『精神的自立』『社会的自立』『身体的自立』といった面での支援を行うことが必要であり、重点があるからといって、他の構成要件考慮しないわけにはいかない」と、「経済的自立」に重点を置きながらも他の構成要素とのバランスを取ることの必要性を強調した。さらに新保（2006:27）は2004年に「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」が示した「日常生活自立」「社会生活自立」「就労自立」という3つの指標が生活保護の実践活動において重要となると述べた。そしてこの3つの指標をもとに生活保護受給者が目指す「自立」について整理した（図2）。就労による経済的な自立である「就労自立」を最終目標とするがそのためには、身体や精神の健康を回復・維持し、自分で自分の健康・生活管理を行う「日常生活自立」と社会的なつながりを回復・維持し、地域社会の一員として充実した生活を送る「社会生活自立」が基盤として安定する必要があると指摘している（新保2006:27-29）。

「自立」を強く求められる生活保護受給者にとっては、就労することにより一人で収入を得ることが「自立」の最終目標であり、そのための基盤として日常生活や社会生活での「自立」が求められることになるといえる。就労による「経済的自立」が中核をなしながらも、その基盤としての「日常生活自立」と「社会生活自立」を達成していくことを目指すものと理解したい。

図2 生活保護制度における自立の考え方



（出典）新保（2006:29）を一部改変

最後に、生活困窮者と「自立支援」ということに関して言えば、現在施行されている法令で「自立」という名称が法令名に用いられているのは、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（2002年施行）と「生活困窮者自立支援法」（2015年施行）の二つがあることを明記しておきたい。生活困窮者への「自立支援」が他の領域に比べ、強く言われている現状は現行の制度から読み取ることができ、支援の重要性が伺える。

第3節 障害者運動と「自立」

障害福祉では常に「自立」並びに「自立生活」という言葉をともにしてきた。現代においては障害者にとって「自立（生活）」はキーワードとなっている。2005年に制定された障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）に代表されるように歴史とともにその「自立」は強く求められてきた。

しかし、「自立生活」という言葉が障害者運動や障害者の福祉の世界で使われるようになったのは、ごく最近のことである。まず、歴史的な背景からみていきたい。1960年代、アメリカ・カリフォルニア大学バークレー校で重度の障害をもつ学生の運動から始まった自立生活運動は、日本をはじめとする世界各国の障害者運動に大きな影響を与えた。日本で障害者運動と呼ぶことができるものが社会的関心をもつようになったのは、1970年代以降であり、70年代に入ると障害者自身による生活と生命をかけた、体をはった運動が展開されるようになった（河東田 2007:1049）。日本の障害者運動の中心として活動してきた青い芝生の会は、1970年5月に横浜市で起きた親による障害児殺しに対し告発した。また1977年には川崎市で重度障害者がバスの乗車を拒否されたことに対し、一斉バス乗車運動を通して抗議した。青い芝の会によるこれらの運動は、親や施設の管理からの「独立（Independence）」という意味での「自立」が主張されたのである。昭和50年代にアメリカで展開された自立生活（Independent Living）運動やイギリスにおける障害をもつ者や高齢者の自立の考え方の広まりから1981年の国際障害者年及び1983年からの「国連・障害者の十年」の準備を契機として、日本政府の「自立」支援に関する政策転換を促すことにつながった。また1980年に設置された「脳性マヒ者当全身性障害者問題研究会」は研究会の報告書の中で「この研究会で論じられてきた自立の概念は（中略）労働力としての社会復帰が期待できない重度障害者が社会の一員として意義ある自己実現と社会参加を果たそうとする努力を社会的に位置づけようとするものである。すなわち自らの判断と決定により主体的に生き、その行動について自ら責任を負うことである」と述べられている（岩崎 2014:26）。こうした「自立」観の転換を受け、1984年に身体障害者福祉法が改正され、「すべて身体障害者は（中略）あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする」（第2条第2項）という条文が追加された。また2004年には障害者基本法が改正され、障害者やその家族に自立への努力を定めていた旧6条が廃止され、「自立」は誰かに義務付けられるものではなく、主体的に獲得されるべきものとされ、「自立」を社会参加ととらえる考え方が広まっていた（岩崎 2014:26）。

では、改めて障害者にとっての「自立」について考えてみたい。

谷口（1989:131-135）は「自立」を「身辺自立」「精神的自立」「経済的自立」「住環境自立」「社会的自立」の5つに類型化した（表1）。障害者が誰からの介護も受けず一人で生活することは想定できず、介護者をはじめとする他者とのかかわりが重視されている。またこの類型で特徴的な点は、「住環境自立」が含まれている点であり、他の領域にはみられない類型である。

表1 障害福祉における「自立」の5類型

身辺自立	障害者自身にとって必要であり、適切であり、安全である介護方法を介護者に依頼し、迅速かつ快適な介護を可能にすること
精神的自立	自己決定と自己選択が自分自身で行えるようになり、それによる結果に責任が取れるようになること
経済的自立	仕事に就き、自らの手で生活費を稼ぎ出していくこと。また障害により、就労が出来なくとも、年金や生活保護費を自己管理できるなること
住環境自立	自分に合った生活形態を決定し、生活の場を確保し、実践できるようになること。また、設備や内装に使用不可能や不便な点があれば改造し、自由に使用できる住環境を作り出していくこと
社会的自立	社会に存在する秩序や道徳を身につけ、自分を取り巻く人々や社会から、社会に貢献でき得る者として受け入れられるようになり、自らもそれが確認できるようになること

(出典) 谷口 (1998:131-135) をもとに筆者作成

また、全国自立生活センター協議会のホームページによれば、「自立」とは「1人の人間として、その存在を認められること」であるという。さらに、「自立生活」について「どんなに重度の障害があっても、その人生において自ら決定することを最大限尊重されること」であり「危険を冒す権利と決定したことに責任を負える人生の主体者であることを周りの人たちが認めること」であると記されている。

障害福祉領域における「自立」は、「障害者たちが施設や親の庇護もとで生活という不自由な状態から抜け出し、望む場所に住み、望むサービスを利用しながら、当たり前のことが当たり前に行えるような普通の人生を暮らすこと」である(古川 2007:284)。障害のある者が他者の援助無く一人で生きていくことは不可能に近く、障害の程度が重くなるほど困難になる。障害のある者にとっての「自立」は、援助なく一人で生きることではなく、むしろ援助をいつ、どのように受けていくかということ自らの意思によって決めていくことにあると考えてよい。誰の支援を必要とするのかを決め、自らの生活を組み立てていくことが求められる。支援者には一人ひとりの意思決定を尊重し支えていくことが障害者にとっての「自立」を促すともいえる。

第4節 介護保険制度と「自立」

最後に高齢者福祉における「自立」について、介護保険制度を参考に紹介する。

2000年に施行された介護保険法は、高齢社会を迎えた日本において問題となった家族の介護の負担を軽減するために「介護の社会化」を掲げた公的な支援制度である。1960年代の高度経済成長期以降に急激に進展した高齢化により1970年代に導入された老人医療費

の無料化は老人医療費を増大させた⁴。その後も社会的入院や寝たきり老人、老老介護などが社会問題となり、1989年にゴールドプランを策定し、施設緊急整備と在宅福祉を推進した。翌年には社会福祉八法改正、1994年の新ゴールドプランの策定など立て続けに介護保険をめぐる検討が行われた（高橋 2016:128-129）。

2000年に成立した介護保険法は、介護を必要とする高齢者が「その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ること」（第1条）を目的としている。条文中にも「自立」について明記されており、要介護高齢者の「自立」に向けた支援が理念として掲げられている。厚生労働省老健局（2018）は介護保険制度について、「単に介護を要する高齢者の身回りの世話をするというを超えて、高齢者の自立を支援することを理念とする」と述べている。

ここで、改めて介護を必要とする高齢者（要介護高齢者）の「自立」について考えたい。池田（2002:119-120）は、要介護高齢者の「自立」の前提は「自己決定」であると指摘し、「自立支援」とは、「自己決定—社会的支援」という関係性の中で理解されなければならないとした。また、岡本（2009:121）は「人の助けがなくては実行や達成ができない内容であっても、独自の好みと価値観を持つことができること」である「決定の自立」というレベルがあることを指摘した。高齢者の自立のためには「周囲の人々が介入したいという衝動を抑えること」が大事であり、選択や行動に干渉しないことが求められる（岡本 2009:135-139）。要介護高齢者の意思を尊重し、自己決定に基づく支援を提供していくことが両者に通じていえることである。この点は障害福祉と共通の考え方が伺える。

社会福祉における「自立」を整理する。概ね社会福祉においては、「自立」は一人で生きていくのではなく、誰かを頼ることを中心としており、『広辞苑』での定義とは異なる。

生活保護制度では保護受給者にとっての最終的な「自立」は主に就労による「経済的自立」を指す。つまり生活保護を受けずに生活することと端的に言い表すことが可能だ。しかし、保護受給者の多くは疾病や障害を理由とした就労困難者であるため受給者が一律で就労を目指すことには無理があることは検討が必要である。また障害者や要介護高齢者は誰かの援助を前提とするため、就労による自立が困難な場合も多い。もちろん就労を望む者には就労のための支援が必要となるが、必ずしも就労ばかりではない。まずは自らの生活を自らで構築していくことが求められる。つまり、古川（2007）が指摘するように「依存的自立」であり、「他の援助や支配を受けずに自分の力で身を立てること」ではなくむしろ他者の援助をどのように受けるか、ということが焦点となるのだ。自らの意思に基づき自己決定していくことが「自立」することにおいて重要であるといえるのではないだろうか。

次章では、養護施設で生活する児童の「自立」を考えていきたい。

第2章 児童福祉における「自立」と「自立支援」を問う

前章では、社会福祉における「自立」の概念について整理した。本章では児童福祉領域における「自立」に焦点を当て、「自立支援」の法的な位置づけの歴史の変遷や支援内容についてみていく。児童福祉法で「虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うこと」を目的として規定された養護施設で生活する児童の「自立」とその支援について考えていく。

第1節 児童福祉における「自立支援」施策の歴史の変遷

まず児童福祉における「自立支援」がこれまでの日本の法律・制度の中でどのように位置づけられてきたか、歴史の変遷を概観する。

戦後の日本において、戦災孤児の救済を主な目的とした児童福祉法が1947年に制定された。法制定当時は、「養護施設⁵は、乳児を除いて保護者のいない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護することを目的とする」と定められており、貧困等により保護を必要とするようになった児童は施設に入所させ、保護・養育することが一般的であった。しかし、次第に「在宅処遇」を求める世論が強くなり、様々な問題や弊害が指摘されるようになった。心身障害児においても全国各地にコロニーが建設されていたが、「在宅処遇」という名のもと次第に自分が生まれた地域の中での生活や療育が求められるようになった（服部 2018:53-55）。

1989年には国連で「児童の権利に関する条約」が採択された。日本は5年後の1994年に批准している。さらにその翌年には「社会保障体制の再構築—安心して暮らせる21世紀の社会を目指して—」が出されたことで、「保護・救済」から「自立支援」へと転換した社会保障の理念は児童福祉にも影響を与えることとなった。

そうした社会福祉の流れもあり、1997年に改正された児童福祉法では、児童養護施設の目的が「これを養護し、あわせてその自立を支援すること」と定められるようになり、はじめて「自立」という言葉が条文中に明記された。1990年代後半以降に進められてきた社会的養護の改革動向のなかで、「保護から自立支援へ」の転換が改革の基本理念として提示されたことにより、1997年の児童福祉法改正では養護施設の目的として養護に加え、「自立支援」が組み込まれた（長谷川 2007:8）。この改正の基本理念は「要保護児童を保護や救済の対象として受動的な立場に置くのではなく、独立した人格として認めた上で、児童が家庭や社会に支えられながらも自ら成長発達していくものであることに着目し、年齢と成熟度に応じて児童の意向を尊重しながら、自立を社会的に支援していく」という考え方であり、これは1994年に批准した「児童の権利に関する条約」の趣旨を具現化するものであった（牧園 2010:165-156）。社会福祉における他の領域と同様に「自立」が児童福祉領域においても重要な目標概念となったことがわかる。時を同じくして、厚生省は『児童自立支援ハンドブック』を発行し、児童の自立支援施策における「自立」や「自立支援」の重要性を明確にし

た。さらに 2004 年の改正児童福祉法では、養護施設が「これを養護し、あわせて退所した者について相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする」と改められ、施設での養護だけでなく施設入所児童の施設後の相談といったアフターケアが追加された。

2016 年に大幅に改正された児童福祉法では、児童福祉の理念が見直された。「児童の権利に関する条約」の内容を踏まえ、第 1 条には「すべて児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する」と、基本理念に「自立」という概念が明記されるに至った。

表 2 はこれまでの歴史的変遷を年表にまとめたものである。

表 2 「自立支援」に関する施策の歴史的変遷

1989 年	国連児童の権利に関する条約（児童権利条約）採択
1994 年	児童権利条約に日本が批准（世界で 158 番目）
1995 年	「社会保障体制の再構築—安心して暮らせる 21 世紀の社会を目指して—」
1997 年	児童福祉法第 41 条改正；「自立支援」が明記 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の制度化
1998 年	児童自立支援計画の策定義務付け 『児童自立支援ハンドブック』発行
2000 年	「児童の虐待の防止等に関する法律」施行
2004 年	児童福祉法第 41 条改正；「退所後の相談・援助」が明記 家庭支援専門相談員の配置
2011 年	社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会「社会的養護の課題と将来像」 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設等および里親等の措置延長について」
2015 年	職員配置の改善；児童・職員構成比 4：1 に
2016 年	児童福祉法改正 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業開始 家庭支援専門相談員の複数配置
2017 年	児童福祉法改正；第 1 条「児童の権利に関する条約の精神にのっとり～」 自立援助ホームで大学生等 22 歳年度末までの支援が可能に 児童養護施設で 22 歳年度末までの継続支援が可能に 社会的養護自立支援事業創設

（出典）早川（2017）を一部改変

第2節 児童福祉と「自立」

社会的養護を必要とする児童が生活する養護施設の目的に「自立支援」が明記されたのは1997年の児童福祉法の改正時であることは前節で述べた。そこで「自立支援」を行うにあたり、「自立」という概念を前章同様に明らかにする必要がある。本節では、児童、とりわけ養護施設で生活する児童の「自立」について考えていく。

支援されるべき「自立」が明確に定められているわけではなく、その基準や考え方は施設ごとに異なる。ただ、入所する児童にとっての「自立」が一般的な定義である「他の援助や支配を受けず、自分の力で判断したり身を立てたりすること」とは言えないように思う。養護施設は原則18歳で退所しなければならず、退所後、家庭の事情等により家庭復帰することができない者は一人暮らしをすることになる。退所者が誰にも頼らずに一人で決め、生計を立て生きていくことは不可能に近いと考えられる。そこで養護施設で生活する児童が退所に向け目指していく「自立」の定義を改めて考えていく必要がある。

前節で「自立支援」に関する児童福祉制度の歴史的な背景を概観した。汐見(1998:2)は、「自立」という用語が児童福祉領域で頻繁に使われる90年代以前は「独立自活」という用語が使われていたが、それは「身辺的自立」に近い意味合いであったと述べている。また、90年代から児童福祉の領域でも「自立」という用語がキーワード化した背景には、「児童福祉関連施設内部だけでなく、社会全般で、子ども・若者の社会的、精神的、経済的な自立が以前よりは困難になりつつある状況が生じている」ことを指摘している(汐見 1998:3)。

では、養護施設等で生活する児童の「自立」について考えたい。青少年福祉センター(1989:73)は施設退所者の自立の援助の在り方について調査研究を行い、「社会的自立」の基本的枠組みを設定した上で、「社会的自立は就労自立を中心にするが、(中略)就労を具体的に支える日常生活の自立や精神の自立があってはじめて全体として、社会的自立が構成される」と述べた。また、それぞれの自立について、「最低限の日常生活を営むことができること」という「日常生活自立」が「就労自立」を支えていく生活の基盤として求められ、同時に「主体性をもち社会人として当たりまえの行動ができること」という「精神の自立」が、生活全体の推進的まとめ役として必要になると結論付けている(青少年福祉センター 1989:73)。村井(2002:140)は、『自立』するとは『自分でやろうとする意欲＝主体性』もつこと」と「自立」の明確な定義を図った。この定義では、「主体性」がキーワードとなっている。また、遠藤(2002:35)は「自立」とは「他を適度に受け入れ、他に適切に依存できる状態、そのような相互依存を適切にできるようになり、自分でやろうとする意欲(主体性)をもてたとき」とし、こちらも他者との関係性に重点を置き、他者との相互依存というキーワードがみられる。さらに北川(2005:23-25)は、児童の「多様性」に着目し「自立」を捉え、「自身の努力を基本に、もてる能力や多様な物的・人的資源や制度・情報等を活用し、自らの選択を前提とした自己決定のもとで生活できること」とまとめている。資源を利用することと自己決定がキーワードであるといえる。自身が養護施設で生活をした経験をもつ草間(2012)は、「児童の自立とは、精神的な自立・経済的な自立・日常的な自立を確

立しながら、社会的自立を高め自己実現する過程と状態をいう」と述べ、キーワードに「社会的自立」と「自己実現」を挙げた。さらに東京都内の養護施設に配置されている自立支援コーディネーターで構成される自立支援コーディネーター委員会（以下、CO委員会）では自立支援のためのチェックシートを作成した。その際に、「自立」の定義を「他者と関係を形成しながら、発達段階に沿った課題に取り組むこと」としている（自立支援コーディネーター委員会 2018）。なお、自立支援コーディネーターについては第3章で詳述する。

「自立」についてのこれらの考え方は、「主体性」や「他者への依存」、「自己決定」、「自己実現」がキーワードとして挙げられている。

以上の考え方をもとに整理したい。表3はこれまでの考えを表にまとめたものである。太字は筆者がキーワードとした用語である。

表3 児童福祉における「自立」の整理

『広辞苑』	他の援助や支配を受けず、自分の力で判断したり身を立てたりすること
青少年福祉センター(1989)	社会的自立は就労自立を中心にするが、(中略)就労を具体的に支える日常生活の自立や精神の自立があってはじめて全体として、 社会的自立 が構成される
村井(2002)	「自立」するとは「自分でやろうとする意欲= 主体性 」もつこと
遠藤(2002)	他を適度に受け入れ、 他に適切に依存 できる状態、そのような相互依存を適切にできるようになり、自分でやろうとする意欲(主体性)をもてたとき
北川(2005)	自身の努力を基本に、もてる能力や多様な物的・人的資源や制度・情報等を活用し、自らの選択を前提とした 自己決定 のもとで生活できること
草間(2012)	児童の自立とは、精神的な自立・経済的な自立・日常的な自立を確立しながら、 社会的自立 を高め 自己実現 する過程と状態をいう
CO委員会(2018)	他者 と関係を形成しながら、発達段階に沿った課題に取り組むこと

(出典) 筆者作成

これらの考え方から「自立」という概念における3つのキーワードを示したい。

①主体性、②他者への依存・資源の活用、③自己決定の3つが挙げられるが、「主体性」と「自己決定」は内容が非常に似ている。ここでは「主体性を持った決定」が「自己決定」であると考え、「自己決定」としてまとめたい。これを踏まえると、「自己決定に基づく他者への依存」とまとめることができる。ここでの「他者」には人のみならず社会資源一般を含めたものとし、人や社会資源を利用することという意味において「他者への依存」としたい。そして「依存」という概念は、「自立」の対照的な用語として用いられるが、適切な依存こそが「自立」には必要であると考えられる。一人で生活していくうえで困難が生じることが想定される。必要な時に他者への相談や必要な制度、社会資源を利用することが求められ、

「自立」するためには適切な援助を受けていくことが重要である。同時にそれが自らの意思決定に基づき受けられる必要がある。

第3節 「自立」の類型化

先にも登場したCO委員会は、「自立」の指標を作成するにあたり「精神的自立」「身体的自立」「社会的自立」「経済的自立」の4つにカテゴリーに分けた。これは第1章の新保(2006)や谷口(1998)が示したそれぞれの類型と異なる。この4つの類型をもとに「自立」についてまとめたい。

まず、CO委員会がまとめた指標を表4に示す。また、それぞれの類型の定義は表5の通りである。

表4 「自立」の指標

精神的自立 ①親子関係・成育歴の整理ができている ②自己肯定感を持てている(自分らしく) ③自己認知ができている ④主体的依存ができる(安心して他者に)	身体的自立 ①基本的な生活習慣が身についている ②健康管理ができている ③時間管理ができている
社会的自立 ①コミュニケーションが図れる ②相談できる人がいる ③適切な性の知識を持っている ④ネットの危険性を理解し、危機管理ができる ⑤社会資源が活用できる	経済的自立 ①金銭管理ができる ②働く意義がわかる ③アルバイトができる ④生活に必要な手続きや支払いの知識を持っている

(出典) 自立支援コーディネーター委員会(2018)より抜粋

表5 「自立」の4類型

精神的自立	自分の弱みを認め、かつ自身の耐性を身に付け、必要な場合に他者や社会に援助を求めること(主体的依存)
身体的自立	基本的な生活習慣を身に付け、健康で安心した生活を送ること
社会的自立	公共性(他者との応答)を取得すること
経済的自立	就労習慣を取得すること

(出典) 自立支援コーディネーター委員会(2018)をもとに筆者作成

ここで注目したいのは、「社会的自立」である。「公共性」という難しい用語が用いられているが、つまりは社会や他者とのコミュニケーションやつながりを持つことと理解できる。

そしてそれは、前節で整理した「自己決定に基づく他者への依存」と重なるところも多い。つまり、入所児童に求められる「自立」は、「社会的自立」であり養護施設の退所に向けた目標となると考えてよい。そして、「社会的自立」という目標を達成するための段階、あるいは基盤として他に二つの自立類型が存在すると思いたい。例えば基本的な生活習慣が身につけていなければ自立どころか就労などの社会とのかかわりを持てるはずはない。また、精神面で安定し、きちんと自己理解がされている場合において社会生活が可能になる。ただ、児童が自立するにはまず「就労自立（経済的自立）」が求められることは言うまでもないが、これは「社会的自立」が達成されてから果たされるべきものであると考える。というのも、就労や金銭管理には多くの困難が生じると予想される。その時に相談できる相手や機関、社会資源を活用できることが重要となる。そのため、「経済的自立」は最終目標であるがまずは、「社会的自立」を目指しそこが一つの目標地点であると考え。この点において、一般的に用いられる「自立」と異なる。一般的には働くことで収入を得、収入をもとに経済活動を一人で行うこと、生計を立てていくことだと理解されやすい。特に養護施設を退所する者が目指す「自立」は他者との良好な関係を築き、必要な援助を受けられるという意味において「社会的自立」にあると考えられる。

以上を踏まえ、筆者は児童福祉における「自立」を「必要に応じ、自己決定に基づき他者からの適切な援助を受けること」という「社会的自立」と考えたい。

第4節 児童養護施設における「自立支援」

前節まで児童福祉における児童の「自立」について整理してきた。本節では、養護施設における支援の内容を明らかにしたうえで、「自立支援」について考察していく。

(1) 児童養護施設における支援

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」では、養護施設における養護について「児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援することを目的として行わなければならない」（第44条）と記されている。また、続けてその具体的な支援内容について、「児童の自主性を尊重しつつ、基本的な生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養い、かつ、将来自立した生活を営むために必要な知識及び経験を得ることができるよう」行う「生活指導」、「児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援」による「学習指導」、「勤労の基礎的な能力及び態度を育てるとともに、児童がその適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等及び必要に応じ行う実習、講習等の支援」による「職業指導」、「児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように」行われる「家庭環境の調整」の4つが示されている（第45条）。

次に、養護施設で行われる支援の流れを小野澤ら（2013）に準拠して以下に4つ示す。

①アドミッションケア

アドミッションケアとは、施設入所段階における支援を指し、児童や親（保護者）の意向を踏まえ中長期的視点で支援が検討されるために児童自立支援計画書を作成することが義務付けられている。入所直前から直後の児童の不安に対応した援助、ならびに、そのために必要な、親（保護者）への支援が求められる。

②インケア

インケアとは、施設入所後の施設での日常生活場面を指す。生育環境の問題から年齢相応の社会経験を獲得できていない児童も多くいる中で、施設職員や共に生活する仲間との良好な関係を築くことで自信を高めていく。施設入所児童の多くは、学力が低い傾向にあることも多く、日常生活の中で学習面への援助を提供することも求められる。

③リービングケア

リービングケアとは、施設退所を控えた児童への退所直前の支援を指す。家庭復帰する者や措置年限満了に伴う退所する児童が自立した生活を営めるよう社会経験や生活スキルを身につけていくための支援が求められる。一般家庭では当たり前経験できることの多くを、経験できていないことがあるため、公共交通機関の利用や窓口支払いの方法など社会経験の機会を意識的に作っていくことが求められる。

④アフターケア

アフターケアとは、施設退所児童に対する支援を指す。2004年の児童福祉法改正で、各施設の業務に、「退所者への援助」が規定された。児童が家庭復帰した場合には、要養護問題の再発を未然に防ぐことや早期に発見し適切な支援に繋げることが重要となる。親元への家庭復帰が困難で、里親への措置変更や養子縁組の成立による引取りのケースには施設での情報を適切に共有することならびに施設職員が適宜面会を行うなど引継ぎ先との連携を続けていくことが必要となる。措置年限満了により退所した児童には定期的な訪問などを通じ精神的なサポートを行うことが重要である。また、退所者同士の交流の場を設けるなどして、児童が一人で悩み、課題を抱え込まないような援助の仕組みづくりも欠かせない。

(2) 児童養護施設における「自立支援」のあり方

次に、児童養護施設で生活する児童への「自立支援」について考えていく。前節では、「自立」を「必要に応じ、自己決定に基づき他者からの適切な援助を受けること」としたが、そうした「自立」に向けて施設職員が取り組んでいくべきことは何であろうか。また「自立支援」における支援段階を示したい。

村井（2002:141）は、「自立支援」について、「子ども一人ひとりの個別性に合わせ、場合によっては前段階にまで戻って、発達段階の課題をクリアさせることが必要になる」とした

うえて、「相手の『主体性の保障』を専ら行う援助」と定義した。さらに、相手が決断するまで「待ち」、そしてその決断を「尊重」し、さらに相手が失敗を通して学び成長することを「見守る」ことが「自立支援」であるという（村井 2002:147）。この主張では再び児童の「主体性」がキーワードとなっている。児童に主体性をもたせるため、支援者が介入し過ぎないことが重要である。何でも手をかけてしまうのではなく、本人が自ら経験し学んでいくことを尊重しなければならない。伊藤（2014:416）は社会的養護を担う養育者が行うべき「自立支援」について「子どもたちが安全かつ健全で、自身の最善の利益の実現につながる相互依存の相手を選択できる力を身につけるよう支援すること」であるとしたうえで、そのために「彼らの心身の発達や人格形成を多面的に支援するとともに自尊感情を高めるよう支援すること」と述べている。「相互依存の相手を選択できる力」は、これまで述べてきた自立像と合致する。

厚生省児童家庭局家庭福祉課が監修した『児童自立支援ハンドブック』には、「自立は社会生活を主体的に営んでいくことであって孤立ではないから、必要な場合は他者や社会に助言、援助を求める、つまり適切な依存は社会的自立の前提となるものであり、発達期における十分な依存体験によって人間への基本的信頼感を育むことが、児童の自立を支援する上で基本的に重要である」と記されており、さらに、「児童の自立を支援していくということは、一人ひとりの児童が個性豊かでたくましく、思いやりのある人間として成長し、健全な社会人として自立した社会生活を営んでいけるよう、自主性や自発性、自ら判断し決定する力を育て、児童の特性と能力に応じて基本的生活習慣や社会生活技術（ソーシャルスキル）、就労習慣と社会規範を身につけ、総合的な生活力が習得できるよう支援していくことである」（厚生省児童家庭局家庭福祉課 1998:18-19,30-35）と記されている。「孤立」ではないことを強調したうえで、児童が他者との関係性において、自主性や基本的生活習慣、規範を含めた「総合的な生活力」を身につけさせていくことが求められるといえる。

また、新保（1998:16-17）は「自立支援」の諸段階として①「早期対応」の段階、②施設入所直後における心理的ケア、③自立支援を念頭に置いた日常生活支援、④リービングケア、⑤アフターケア、という5段階を提示した。「自立支援」は早期の発見から始まり、問題が重篤な状態に陥る前の段階で早期に発見・対応することが望まれる。その後本人の状態や家庭環境を総合的にアセスメントした結果、施設入所となった場合は、施設生活に溶け込み、「自立」に向けてのスタートを切るうえでも心理面での安定を確保するための支援が必要である。そして、施設生活の中で「自立支援」を念頭に生活習慣を定着・安定化していき適切な学校教育を受ける機会を確保していくことが求められる。施設退所が具体的日程に上がってくる時期には、施設退所後を想定した生活指導を行うことは自立支援として有効になる。施設敷地内の訓練室やアパートを借りた一人暮らしの訓練体験を行うのがリービングケアである。家庭復帰や一人暮らしを始めた後はアフターケアとして、それぞれのケースに応じたかかわり方が求められると同時に、退所者が気軽に施設を訪問できる雰囲気づくりが大事である。

養護施設での「自立支援」は当然のことながら多岐にわたる。しかし、それは短期的に支援の結果をみることができないものではなく、施設職員が長くかかわりを持ち一人ひとりと向き合いながら、特性や能力を発揮できるよう支援を行うことで「社会的自立」を目指していくことが求められるのだろう。

(3) 児童自立支援計画

養護施設では、「自立支援」を行うにあたり児童自立支援計画を策定しなければならない⁶。「児童養護施設等における入所者の自立支援計画について」(厚生労働省 2005)「子どもの自立支援の視点に立った指導の充実や、子どもの通学する学校、児童相談所等関係機関との連携を図りつつ、個々の子どもの状況を十分に把握するとともに、情報を共有化するためのケース概要を基にケース検討会議等で十分に検討し、個別の子どもについて自立支援計画を策定し、これに基づいた支援を行われたい」と示されている。自立支援計画策定後は、子どもとともに生活を振り返り、子どもの意向を確認し、併せて保護者の意向を踏まえて、それらを反映させつつ、子どもの最善の利益を考慮して見直される。計画書には施設内での支援と家庭環境調整の二点が盛り込まれていることが重要である。

ここまで養護施設における児童の「自立」を考察し、そのための支援方法を述べてきた。次章では東京都の養護施設に配置されている自立支援を行う専門職を紹介する。

第3章 東京都・自立支援強化事業と自立支援コーディネーター

前章では養護施設で生活する児童の「自立」の概念を論じ、施設内で行われる「自立支援」について考えた。そもそも養護施設をはじめとする施設で「自立支援」が求められるのは、原則18歳で措置解除となり、退所が迫られるから、つまり「自立」しなくてはならないからである。退所後は自立援助ホーム⁷を利用する児童もいるが、親元に帰ることや親からの経済援助を受けられないものは一人暮らしをしながら生計を立てていくことになる。18歳で退所した児童が自立した後に困難を強いられることは想像に難くない。本章では2011年に東京都で実施された施設等退所者の実態調査をもとに退所者の困難な現状を明らかにし、その結果を踏まえ導入された東京都独自の取り組みである自立支援強化事業を紹介する。

第1節 自立支援コーディネーターの配置経緯

東京都内の養護施設では現在「自立支援コーディネーター(以下、コーディネーター)」が配置されており、養護施設入所児童の社会的自立に向けた支援や退所者に対する相談・援助を推進することを支援する「自立支援」の専門職である。本節では「自立支援」が法制度

に明記されて以降、コーディネーターが配置されるまでの経過について記していく。

(1) 自立支援指導員の成り立ち

1994年に児童権利条約に批准した日本では、1997年に児童福祉法が改正されたことは繰り返し述べてきたが、それに伴い東京都は、1998年から国の予算措置を受け「自立支援のための非常勤職員」の配置を措置費請求の際に届けるよう各施設に指導した。自立支援指導員が民間の児童養護施設に配置されたが、これはただ届け出ればよいものであり特有の業務が都から求められることはなかった。1999年には自立支援スタッフが都立児童養護施設に配置されたが、2002年に開かれた「自立支援指導員会」を契機とし、都内の全民間養護施設に自立支援指導員を常勤配置がなされ、自立支援のための専門的役割を担うことが求められるようになった。当時、国は常勤配置を求めておらず、いわゆる「都によるオリジナルの専門職」であった。しかし、具体的な業務内容や施設内の位置づけについては何ら指導がなく各施設に委ねられており、一部の職員が独自の取り組みを体系化した以外は形骸化が進んでいった。2005年に児童部会・調査研究部が行った都内の養護施設への調査では、回答のあった施設すべてに自立支援指導員が配置されていたが、「役割、方針を作成している」施設は17施設と半数に満たなかったという。その一方、旧都立施設でかねてから配置されていた「自立支援スタッフ」は各施設内での位置づけが明確となっており、定例的に会合を持って情報や技術を共有するなど独自の取り組みを積み上げていき、機運の高まりがみられていった（早川 2007:53-57）。

制度としての自立支援指導員は配置の根拠及び業務内容のいずれも不明確であったが、早川(2007:55)は、自立支援指導員に期された役割について「児童自立支援計画書の策定」、「進路指導の標準化」、「アフターケアの体系化」の3つを挙げた。児童自立支援計画の策定は、支援目標を明らかにしケアの一貫性や継続性を実現するためにも欠かせない。進路指導では、高校卒業後の進路指導では大学進学時の奨学金制度の利用や有用な資源を活用した就労支援のコーディネーターが求められた。また、2004年の児童福祉法改正によって規定されたアフターケアについてもその射程を明確にし、各施設の取り組みを体系化・標準化していくことが不可欠とされたのであった。そして、各施設に課せられた自立支援やアフターケアに対応に向け、自立支援を担う専門職の配置が求められた。

(2) 「社会的養護の課題と将来像」と東京都による退所者等の実態調査

養護施設を退所した児童の自立に対して、国の措置費や民間社会福祉施設サービス補助費等において、支援事業実施以前が被虐待児の割合が年々増加しており、職員は入所児童に追われ、退所児童の支援にまで十分に手が回らない状態であった。

2011年7月に厚生労働省から出された「社会的養護の課題と将来像」では、「社会的養護の下で育った子どもも、他の子どもたちとともに、社会への公平なスタートを切り、自立した社会人として生活できるようにすることが重要である」としたうえで、そのために「自己

肯定感を育み自分らしく生きる力、他者を尊重し共生していく力、生活スキル、社会的スキルの獲得など、ひとりの人間として生きていく基本的な力を育む養育を行う必要がある」と「自立支援の充実」が盛り込まれた。そして、「社会的養護の子どもたちが、公平に社会のスタートラインに立てるよう、就職、自立の支援や退所後のアフターケアの充実のための自立支援の体制整備が必要であり、施設に自立支援の担当職員を置く必要がある」と自立支援を担う専門職について言及がなされている（厚生労働省 2011）。

同年 8 月には、都は養護施設等退所者を対象に行った実態調査を公表した。都は 2010 年 12 月から 2011 年 1 月までの期間で、東京都所管の児童養護施設、自立援助ホーム、児童自立支援施設、養育家庭を退所後 1 年から 10 年経過した方 3,920 人のうち、施設などが連絡先を把握している者 1,778 人を対象に調査を行った。公表された「東京都における児童養護施設退所者へのアンケート調査報告書」（東京都福祉保健局 2011）では、施設退所者の退所後の生活や就労状況等について実態が明らかになり、不安定な生活状況など退所者の課題が浮き彫りとなった。例えば、生活保護を受けている人の割合は 7.9%であった。平成 21 年度福祉・衛生統計年報（東京都福祉保健局）によると、都内の生活保護受給割合（保護率）は約 1.8%となっており、本調査の回答者の生活保護受給割合は相対的に高いことが報告されている。また、施設で生活していたときに身についたことについて、「健康保険や年金などの知識や加入方法」は 5.9%、「電気、ガス、水道、電話等の契約に関する手続き」は 8.8%となっており、社会に出てからの手続き等に関することは、身についたという回答が少なく、退所後の課題が明確となった。その中でも、特筆すべきことはアフターケアに関する項目の中で「施設退所後に困ったこと」として「孤独感」や「孤立感」、「金銭管理」や「職場での人間関係」などという回答が多くみられたことである。相談相手としては施設職員に寄せる期待が大きいことが明らかとなった（東京都保健福祉局 2011）。また、この調査を受け、高橋（2012）は退所後の生活および学業継続を支援し、社会的・経済的リスク要因を軽減するアフターケア体制の確立が必要であると指摘した。

この調査の中で最後に、「雇用形態の不安定な状況や生活保護の高い受給割合などに見られる『経済的な問題』や、困ったときに親や家族に頼ることができない、相談できる人がいないという『相談相手の問題』など、現在の生活において様々な課題や不安を抱えている人がいる」とまとめられており、都で「自立支援」を担う専門職への配置の契機となった。

（3）自立支援強化事業

こうした結果も踏まえ、施設入所中の「自立」に向けたサポートや社会に出た後の支えとなれるよう、国に先行して 2012 年 4 月より「児童養護施設に入所している児童の自立に向けた施設入所中の支援や施設退所後のアフターケアを手厚く行える体制を整備し、社会的養護の下で育つ子供の自立を図る」ことを目的に「自立支援強化事業」が開始され、養護施設における「自立支援コーディネーター」の配置に至った（東京都福祉保健局 2018）。2012 年時点で、都内 59 施設中 37 施設においてコーディネーターの配置がなされている。

ここまでの東京都での「自立支援」に関わる施策の変遷を表 6 にまとめた。

表 6 東京都の「自立支援」に関する施策の歴史的変遷

1984 年	東京都で自立援助ホーム制度開始
1989 年	国連児童権利条約採択
1994 年	児童権利条約に日本が批准
1997 年	児童福祉法改正・「自立支援」が明記される
1998 年	東京都で自立支援指導員（非常勤）配置
1999 年	東京都で自立援助スタッフ（後、自立支援スタッフ）配置
2012 年	東京都で児童養護施設に自立支援コーディネーターを配置
2013 年	東京都で自立援助ホームにジョブトレーナーを配置
2017 年	東京都で児童養護施設に自立支援コーディネーターを実績に応じて複数配置

（出典）早川（2017）をもとに一部改変

第 2 節 自立支援コーディネーターの業務内容と役割

自立支援強化事業が始まり配置されたコーディネーターの役割は以下の 4 点で、これらの取り組みを通じた組織的な自立支援体制の構築・推進を図ることが求められている（東京都福祉保健局 2018）。

①自立支援計画作成への助言及び進行管理

- ・作成された計画をもとに、コーディネーターが総合的見地により支援を体系化する。
- ・日々の記録を確認し、自立支援計画に基づいた支援が行われるよう管理し、適宜助言を行う。

②児童の学習・進学支援、就労支援等に関する社会資源との連携、他施設や関係機関との連携

- ・学習ボランティア等の募集、希望児童とのコーディネートを行う。
- ・専門性の高い民間団体のプログラムについて情報収集・活用を行う。
- ・進学・就労に際しての奨学金制度について情報収集、書類不備等の確認を行う。
- ・学校、就職先、関係機関との連携に関し、施設内外の支援会議等へ参加する。
- ・コーディネーター委員会等を活用し、各種ボランティア等の情報を収集し、積極的に活用する。

③高校中退者など個別対応が必要な児童に対する生活支援、再進学又は就労支援

- ・編入、転学可能な高校、チャレンジスクール等の情報を収集し、施設内で共有する。

④施設退所者に関する継続的な状況把握及び援助（アフターケア）

第3節 配置後の成果

自立支援コーディネーターが配置されたことで、配置前に比べ成果がみられた⁸（表7・8）。平成23年時点での退所者の状況把握率は55.6%であったが、配置後の27年度に行われた調査では76%にまで向上している。またコーディネーター設置している施設と未設置の施設を比較すると、設置施設は76%であるのに対し、未設置施設は48.8%と大きく差がみられる。

大学進学率についてみると、平成23年度では38.3%であったのに対し、27年度調査では41.5%とわずかながらも増加している。また、コーディネーター設置施設では42.1%であり未設置施設は35.7%と下回っている。就職率については、設置施設は未設置施設に比べ9%高い51.9%であった。また施設が利用する外部団数が大きく異なるという結果がみられた。コーディネーター設置施設では外部団体の平均利用団体数は4.9団体であったが、未設置施設では平均1.3団体と、社会資源や他施設、関係機関との連携を担うコーディネーター専門性がはっきりとみられた結果である。

表7 退所者の状況把握率

		平成23年度	平成27年度
退所者の状況把握率	退所者数	2,350人	3,375人
	把握者数	1306人	2,436人
	把握率	55.6%	72.6%
大学等進学率		38.3%	41.5%
就職率		56.3%	51.0%

（出典）東京都保健福祉局（2015）をもとに筆者作成

表8 コーディネーター配置施設と未配置施設の差（平成27年度）

	設置施設	未設置施設
退所者の状況把握率	76.0%	48.8%
大学進学率	42.1%	35.7%
就職率	51.9%	42.9%
外部団体の平均利用団体数	4.9施設	1.3団体

（出典）東京都保健福祉局（2015）をもとに筆者作成

アフターケアを実施するにあたり退所者の状況を把握することや施設等入所者の大学進

学率については近年課題となっている。こうした課題に対応すべく配置されたコーディネーターの一定程度の成果を上げていることがうかがえる。

ここまでコーディネーターの配置経緯や業務内容について論じた。国の施策に先駆け東京都で独自に始まった事業が退所者の抱える困難の解消に繋がっていることがわかった。次章ではさらにコーディネーターの実際の支援内容について深めていく。

第4章 「自立支援」の実際 —A 児童養護施設でのヒヤリング調査をもとに—

前章では、東京都の養護施設に配置されている自立支援コーディネーター（以下、コーディネーター）について、その配置までの経緯や業務内容について整理した。特に2011年に東京都で実施された養護施設等退所者への調査によって明らかになった課題から自立支援を専門的に支援していく必要性が生じたことを背景に、2012年時点で37施設での配置が2015年時点では53施設にまで増え、養護施設における自立支援業務の標準化が図られている。

本章では、実際のコーディネーターの業務内容について、都内にある養護施設でコーディネーターを務める方に行ったヒヤリング調査をもとに、「自立」と養護施設での「自立支援」について考えていく。ヒヤリング調査では、実際にコーディネーターとして働く職員が「自立」をどのように捉え、支援にあたっているか、そして実際の支援内容について話を伺った。そこで伺った話の中でコーディネーターの方が経験した児童とのかかわりや支援内容について、「事例」として再構成した。ヒヤリング内容や事例をもとに「自立」や「自立支援」の考え方について再考していきたい。

第1節 調査の概要

筆者が4年次に実習を行ったA児童養護施設のコーディネーターの方に以下の要領でヒヤリング調査を実施した。なお、施設の担当者の方から本論文への掲載の許可を得ており、地域、個人などが特定できる情報に関しては、加工を施し記載するなど倫理的配慮をしている。

調査実施日：2018年9月7日（金）10：30～12：30

実施場所：都内にあるA児童養護施設（A施設）

4年次に筆者が社会福祉実習を行った施設でもある

調査対象：自立支援コーディネーターBさん（男性）

調査方法：事前に電話で、調査の趣旨を説明し、後日質問事項を記した文書を送り内容を知らせた。さらに調査当日は、調査対象者に調査の「同意書」への署名をもって

許可を得た。調査は調査者の質問に沿って自由に答えて頂く半構造化面接によるヒヤリング調査を実施した。なお、録音の許可を頂き、調査実施後に文字起こした。原稿完成後は郵送にて、内容の確認を頂いている。

質問項目：①「自立」の考え方

- ②「自立」していくために身につけておきたいこと
- ③「自立」していくために求められるかかわり方
- ④自立支援コーディネーターの役割と専門性
- ⑤実際の支援事例 など

なお、A 施設内は6つの学童寮があり、一つの寮に15名前後の児童が生活している。それぞれの寮に担当職員が配置されている。また施設（本園）外には6つのグループホームがある。

第2節 「自立」の考え方

(1) 「自立」とは

まず、自立支援を行う専門職として、「自立」をどのように捉えていくのか、その考えを伺った。

第2章でも触れたが、自立支援コーディネーター委員会では「自立の指標」について話し合われている。そこで話し合われたこと踏まえお話頂いたが、最終的にBさんの考える「自立」とは「相談できること」であった。Bさんがそのように考える背景の一つには、養護施設のもつ課題の一つでもある、退所後に一人暮らしを始めたときの公共料金の支払いがある。第3章でも触れた退所者アンケートの中でも、「健康保険や年金などの知識や加入方法」や「電気、ガス、水道、電話等の契約に関する手続き」の際の困難が多く、施設退所前に十分な支援が行われているとは言えないのが現状である。支払い用紙が送られてきたが払い方が分からないため放っておくと、やがて督促状が送られてくる。支払いが滞りながらも誰にも相談できず（せず）、水道や電気も止められてしまうケースもあり、Bさんは「相談してほしいなって思う。世の中分からないことばかりなのでね」と語る。

「相談できること」というのは、まさに第2章でも述べた「他者への適切な依存」が必要であることを意味しているといえる。

しかし、「自立」するためにはまず、「精神的な安定」を得ることが大事であるという。ここからは事例をもとに紹介したい。

事例1

生まれてすぐに母親と離れ、乳児院に預けられたC君は、自分の母親の顔を知らない。そのため、毎日お世話をしてくれる乳児院の先生をやがて「お母さん」と認識するようになった。年齢が大きくなり、乳児院からA施設へ措置変更となると、

今度は新たに A 施設で担当となった女性職員を「お母さん」と困惑しながらも認識しようとした。A 施設に入所後しばらくすると、突然 C 君の本当のお母さんが現れ、面会を希望してきた。実際に自分のお母さんと会った C 君は 3 人目の「お母さん」に動揺してしまった。さらに、実は C 君にはほかにも 5 人の兄弟がいることが分かってきて、自分の家族関係について混乱してしまった。

この事例では、自分の家族関係についてきちんと整理されておらず、混乱してしまったケースである。自分の家族についても知らず、また混乱した状態では自立することは難しい。まずは、自立がどうであるなどという前に、家族関係など児童本人に関わる基本的な事項を理解したうえで「精神的な安定」を目指していくことが大事である。また、これは家族関係に限らず、「自分の疑問に思っていることを解決していくこと」が重要であり、それが達成されて初めて「自立」に向けた第一歩を踏み出すことができる。

社会に出ていくという「自立」のためには、他者に「相談できる力」を身につけていくことが望ましく、その「自立」のためには、まずは前段階としての「精神的な安定」が求められるといえる。ここで精神的な「安定」という用語を用いたのは、精神的自立にまでは至らない比較的低年齢児における支援の必要性を示していると考えられる。

(2) 「自立」するために身につけておきたいこと

次に、「自立」を目指していくうえで身につけたおきたいことについて伺った。するとここでは「主体性」という回答を得られた。ここで再び事例を一つ紹介する。

事例 2

高校 3 年生の D 君は専門学校への進学を考えており、進学のために奨学金を借りることになった。奨学金の申請に必要な書類を期日までに提出しなければならず、B さんと一緒に準備をすることにした。高校からもらう書類や書かなければならない作文は用意できており、残すは住民票の用意だけであった。B さんから、期限を定めいつまでに役所へ行き住民票を取って渡すということを約束したが、D 君は期限の間近になってもなかなか取りに行かない。「連れてってくれたら行くんだけど」と嘆く D 君に対し、B さんは住民票の取り方を再度一通り説明し、一人で行くよう促した。最後は「自転車貸してくれたら行く」と言い、担当職員が自転車を貸すと、一人で役所へ行くことができた。

事例 2 の D 君は、「億劫だったんですね」と B さんは振り返った。役所へ行き、住民票を取るという初めての経験に不安があったのだろう。B さんは丁寧に説明し「お膳立て」をして、D 君はなんとか一人で行くことができたという事例であった。

この事例には、D 君に「自主性」を身につけてもらいたいという B さんの考えが表れてい

る。D君のように期限が迫りながらもなかなか動けない児童は多いという。そのような時に、Bさんはすぐに口や手を出すのではなく、ギリギリまで放っておくのだという。本当にまずい事態になる前で寮の担当職員を通し伝えてもらう。それは「こっち(=職員)が言ってやったことって(児童には)あまり残らなくて。手取り足取りやって、できたところであまり達成感もないし、自分でできたっていう感じもしない」という考え方がある。職員がすべて一から代わりに行うことは簡単であるし、その方が楽なこともある。しかし、「自立」を目指すとなればそうしたことを児童が実際に経験してみることが大事である。そのうえでうまくいかないことや分からないことを職員に聞きながら課題をこなしていくことが大切となる。

ただ、その一方で「難しい課題を一緒にやってあげて、(自信や達成感が)満たされないと次から自分でやれないんじゃないかっていうのも確かにわかるかな」と、職員が手を出して関わっていく意義についても言及されていた。放っておくことと手を出して児童を満たすこととの双方のバランスが重要となるが、これがまた難しいところだという。「いつまでも自分たちが手を貸せるわけではないから、というのがあるからきっと職員はジレンマしながらやっているんだろうと思う」と支援の難しさを感じさせる発言もあった。一般家庭においても多くの児童は親の力を頼りにし、家事や学校等の手続きなど児童に代わり行うことが多い。そのことを考えれば、ある年齢(例えば高校1、2年生くらいまでだろうか)に達するまでは手をかけ、口を出しながらも、「自立」に向け年齢が上がるにつれて徐々にその介入の頻度や程度を抑えていくことが大切なのもかもしれない。いつまでも手を掛けてはもらえず、身の回りのことをある程度は一人でこなしていくことのできる「身体的自立」を目指していくためにも、支援の方法は職員の力量が問われると実感した。

(3)「自立」していく力を身につけていくために―「遊び」を通したかかわり―

では、実際にそうした力を身につけていくために、児童とはどのようなかかわりがなされているのだろうか。

Bさんは児童とのかかわりに中でも「遊びが大事」と語る。職員が、児童と一緒に遊ぶ機会を持つことが大事であるという。一緒に遊ぶことでかかわりを持つことももちろん重要だが、例えばルール決めやチーム分けの際にいざこざや喧嘩が起こることは珍しくない。その時に職員に相談し、解決方法を教わったり、一緒に考えていく機会が持てることになる。小さなことだが、職員とかかわる機会を自然と持つことができ、長い目で見れば将来の「相談する力」が身につけていくのもかもしれない。また、「遊び」を通し児童の特性が見えてくるといえる。確かに、児童の性格や持つ雰囲気や顕著に表れるのが「遊び」でもあるのだろう。遊ぶ友達のメンバーや遊び方、時間などから職員が児童の様子や調子が感じ取れるものもあるだろう。本来は一緒に遊びに交じり、交流していく時間を取りたいと思っているが、職員も忙しく、なかなか遊ぶ機会を得られないという。児童も普段は児童同士で遊ぶことが多くなるが、時々職員も混じり遊ぶことを望んでいるのではないのだろうか。筆者も実習中に

は毎日のように一緒に遊んでいたが、生き生きとした児童の姿に子どもらしさを感じられ、大人と一緒に遊ぶ意味は児童にとっても大きいのだと感じられた。

一旦、ここまでの内容を整理したい。まず、「自立」は「相談できる力をもつこと」といえる。これは第2章で考えた「自立」の概念の一つである「適切な他者への依存」と一致する。施設の退所後に直面する困難に対して、誰かを頼ることで解決していくことができなければ「自立」することは難しい。必ずしも一人で解決しなければならないということはなく、誰かと一緒に解決していきながら生活を維持していくことが目指される。養護施設では、生活習慣を身につけ、家事などの生活スキルを身につけていくことに加え、相談できるような人間関係を築いていくことも重要な支援となる。退所後の相談相手が退所した施設であることが多いことから、施設職員が退所後の相談窓口となれるよう、関係性の構築を重点に置いた支援が重要である。そして日々のかかわりのなかでは、「遊び」を通じたかかわりも実は重要であるのだといえる。

そして「自立」を目指す過程の最初は「精神的な安定」という段階を踏む。精神的に安定できなければ、「自立」までに辿り着かない。まずは自身の家族関係や生い立ちを整理していくことや抱える不安や葛藤を少しでも小さくしていくことで「精神的な安定」を確保していくことが求められる。そのためにも職員と児童との適切で良好な関係性の構築は欠かせない。

第3節 自立支援コーディネーターと「自立支援」の実際

前節では「自立」という概念について改めて整理し、児童とのかかわり方について考えた。それを踏まえここでは、第3章で詳述したコーディネーターの業務に焦点を絞り、お話を伺った。養護施設内で「自立支援」を行う専門職としてのコーディネーターについて、「外の人や地域の人、他機関と繋がって、それを（施設の）中の子に還元することが大事」とBさんは話す。本節では、A施設のコーディネーターの具体的な支援内容について紹介する。

（1）職業体験

Bさんがコーディネーターとして特に力を入れているというのが、「職業体験」である。職業体験とは、中高生を対象に夏休みなどの長期休暇を利用し、企業や法人へ実際に足を運び職業の体験を行うことで、自身のキャリアや進路について考えていくものである。「自分が何になりたいか」「職業が分からない」という児童が将来について考えるときに、この職業体験が一つの指針ともなる。

寮担当の職員は忙しく寮内の児童を外へ連れていくことが難しいということもあり、コーディネーターがその役割を担う。寮の職員には一応、職業体験や説明会、セミナーなどのイベントにコーディネーターとどちらが児童を連れていくか、と尋ねるが、ほとんどはコー

ディネーターに任されるという。

職業体験ができる職種はさまざまであり、飲食店や販売店での接客業やコック、福祉施設での受付事務、NPO 活動など多岐にわたる。多くの体験をし、自分と向き合う機会を多く得ることが、将来のことを具体的にイメージしていくことにつながる重要な「自立支援」の一つである。こうした体験が自分のキャリアについて考える機会となるのだが、大事なことは自分の興味や関心がどこに向いているかを知ることだという。職業体験へ行き児童が実際に経験するなかで、Bさんが良かったと思うことの一つに、事例3のように「私はこの仕事に向いてない」と児童が振り返ることができたときだという。

事例3

デザインに興味があった高校生のDちゃんはゴシック体などの字体をデザインする企業で職業体験を行うことになった。しかし職業体験終了後にコーディネーターが感想を聞くと「私には向いていない、私には無理」と答えた。結局Dちゃんはコックなどの調理関係に興味に向いた。

事例3のように実際に体験してみることで、自分の興味や関心との差が生じることもある。実際の仕事を体験してみてわかることも多い。第3章でも触れた退所者へのアンケートでも、施設退所後に就職した者のうち約4割が、退所後に就いた仕事の期間が1年未満となっていることが報告されており、2017年の同様の調査でも養護施設退所者の半数が一年以内に辞めている（東京都保健福祉局 2017）。退職の理由を一概に述べることはできないが、もし就職した先が就職前に思っていたイメージと異なることが理由である場合には、入所しているうちから仕事へのイメージを抱いていくことが重要であり、職業体験を行うことは非常に意義深いといえる。

事例4

職業体験に参加している高校3年生のFちゃんは職業体験をしたホテルの就職に向けて現在も就業に向けたインターンに参加している。Fちゃんはそれまでもいくつものインターンに積極的に参加していた。CDショップや施設での事務、調理関係などさまざまな職種を体験してきた。インターンや説明会へ行く度にもらってきた資料を丁寧にファイリングするなど積極的な姿勢を示していた。そして現在は職業体験で気に入ったホテルでの就職に向けたインターンに励んでいる。

特に「自立」に近い高校3年生ということもありより具体的なイメージを抱きながらコーディネーターや寮の職員と協力し取り組んでいた事例4のFちゃんとは筆者も実習中にかかわる機会があった。丁寧にファイリングされた資料を見せてくれ、そこには少しばかりか自信もみられるようであった。現在進行中の事例ではあるが、職業体験が「自立」に向け大

きな役割を果たしていることを実感する事例である。

(2) 社会資源とのネットワーク

こうした職業体験のほかにも学校説明会や就職説明会・セミナーへ児童を連れていくこともある。そのためコーディネーターは多くの情報を持っており、仕入れた情報を児童に流していきながら、児童の積極的な参加を促している。こうした情報源には、例えば、月に一度開かれるコーディネーター委員会がある。委員会の活動の中には、企業やNPO法人の方も参加する学習会というものがあり、その学習会を通じ情報を得るといふ。また、A施設には現在Bさんを含め3名のコーディネーターが配置されているが、それぞれがネットワークを持っている。こうして広がったネットワークがあるからこそ次の事例5のように児童からの要望にもこたえていくことができるのだ。

事例5

高校生のEちゃんから「韓国語を習いたい」とコーディネーターに要望が出された。韓国語を教えられる職員や関係者がすぐに見つからないため、コーディネーターは「探してみる」とEちゃんに伝えた。後日、Bさんが参加したコーディネーター委員会での参加者に事情を話してみると、ある参加者の関係者で条件に合う者がいるということであった。実際に連絡がとれ、大学生のボランティアが講師となってくれるよう調整が進められるに至った。

「相談してみるもんだなって」とBさんが笑いながら語られたこの事例は、児童の興味や関心に合わせ柔軟に対応していくことができる職員同士の地域ネットワークの広さを表している。児童からの突拍子もない要望であったが、持っている資源を最大限に活用し、児童と結び付けていくネットワークこそが、児童の「自立」に向けた支援の幅を広げていくことに繋がるのだ。

(3) アフターケア

もう一つ、コーディネーターが担う大きな役割としてアフターケアへの取り組みがある。2004年から法制化されたアフターケアは、第3章で述べたようにコーディネーターが担う。退所者からの第一報が入るとまずはコーディネーターが窓口となる。しかし、コーディネーターが退所者全員を把握しているわけではないため、以前その児童とかかわりを持っていた職員とも情報を共有し、対応について話し合われる。例えば「生活保護の申請をしたい」という連絡が退所者から入ると、コーディネーターを中心に以前その児童を見ていた担当職員などが一度集まり情報を共有後、支援が開始される。職員の勤務体制も考慮しながら、役所へ付き添う職員などを調整していくことになる。

また、A施設では退所者の誕生日にお祝いカードを送ったり、学園の行事前に案内状を送

るなど、退所後の繋がりを大切にし、アフターケアの取り組みもなされている。

(4) 横割り活動と自習室の開放

A 施設では中学生を対象にした横割り活動が開かれる。この活動では、中学生が学年ごとに集まり、コーディネーターを中心とした自立支援系の職員が進路に関する話をする。中学1年生であれば、中学校に入学してどうか、といった確認や今後の中学校3年間の見通しについて話がされる。中学2年生は個人の成績を手元に、意識を高校受験へと向けていく。中学3年生になると、いよいよその成績をもとに高校受験に向けた具体的な話へと移る。また、高校進学その先を見据えた大学進学や就職についても話が及ぶ。例えば、「養護施設出身者の大学進学率は低くて～」や「大学進学にはお金がかかり、奨学金制度を利用したり、そのためにアルバイトでいくら貯金して～」さらには「働き方には正社員と派遣社員というのがあって、正社員のほうが給料が良く～」と具体的な話をすることによって将来へのイメージを徐々に持たせていく。高校進学はもとより、大学への進学や就職といった先の将来に向けて中学生のころから意識的に取り組んでおり、筆者も実習中に様子を見学したが、とても印象的な取り組みでもあり、これも重要な「自立支援」の一つであると感じた。

また、コーディネーターと児童が学習を通して関わる取り組みとして、自習室の開放がある。A 施設では、曜日を決め夕食後の学習時間に自習室が開かれており、希望する児童は利用することができる。コーディネーターも一緒に入ることによって勉強をみてもらうことができる。主に中学生が利用することが多いが、早め早めに学習支援を行う必要があるということから、小学校低学年の児童も利用できる機会も別途設けている。希望者に限られるものの、コーディネーターが児童とのかかわりをもつことができる機会となっている。学習塾に通うことなく学習支援を受けることができるということは、養護施設での「強み」でもある。

ここまで、A 施設の自立支援コーディネーターが担う業務についてみてきた。主に職業体験、社会資源（ネットワーク）の開拓、アフターケア、横割り活動（進路指導）、自習室の開放（学習支援）を紹介した。これらはすべて、第3章で詳述したコーディネーターの業務に沿って行われている。寮に入り直接的に児童の支援を行うわけではないが、言い換えれば全ての児童と関わる機会があるということになる。特に中学生以上になり、学習面や進路面での支援において寮の職員とは専門性が明らかに異なる。ただ、コーディネーターだけが担うものではなく、担当職員とも常に情報共有しながら連携し、時には役割を分担し支援していく様子がみられた。施設の外とのつながりを求めるコーディネーターが、これから社会へ出ていこうとする児童に還元するものはとても大きな意味を持つ。養護施設で生活しているからこそできる「経験」を大事にし、将来を見据えたかかわりが求められるのだろう。

第4節 自立支援プロジェクトー施設職員の協働・連携ー

前節では、コーディネーターの支援内容を紹介した。本節ではコーディネーターもかかわった、施設内の児童の支援プロジェクトについて紹介する。

支援プロジェクトは、高年齢児の自立支援計画のようなものであり、事例6で紹介する支援プロジェクトは寮の担当職員が提案したものである。寮の職員に「もっとコーディネーターを活用してほしい」と考えるBさんは、提案されたこの支援プロジェクトが理想的な形だと語る。これまでこういった支援計画はコーディネーターから働きかけることが多かったがこの支援プロジェクトは担当の職員から持ち上がった新たな動きでもあるという。

高校卒業後を見据えた支援プロジェクトが寮の職員から出された事例6をもとに「自立支援」における職員同士の協働・連携について考察していく。

事例6

支援計画があがったE君は現在高校1年生である。E君は小学校1年生のときにA施設に入所してきた。小学校2年生から小学校5年生まで施設外にあるグループホームでBさんが直接担当していた児童である。

このプロジェクトでは、まず精神的な安定や生活の安定を目標にしている。E君は情緒面での不安定さがみられる。例えば、先の見通しが持てなくなると不安になりそれが暴力や暴言として表れる。不安定な精神状態になると、他児を巻き込み生活を崩してしまうなど、他者への影響もみられる。また、仲の良い下級生が行事で施設を離れると夕食を食べられなくなるほどに調子を落としてしまうなど、人間関係の不調も本児の調子へ大きく影響する。さらに、E君は新しい環境に慣れることが難しい。E君が小学校6年生の時にグループホームからA施設の学童寮へ移ったが、新しい環境へ徐々に慣れていけるようにその移動に外泊期間も含め1年半を要すなど、慎重な対応がされた。

そんなE君に対し、今回のプロジェクトでは職員はまず、E君の抱える不安を軽くするために、E君を呼んだ。担当職員やコーディネーターなど関係職員が集まり、E君に丁寧な説明を行った。「今後、E君のために職員はこういうことをしていきたいと思っている」と先の支援の見通しを伝えることで、見通しを持たせると同時に安心感を持ってもらう狙いがあった。かかわる職員同士で役割を分担し、改めて生い立ちの整理を行うことや、健康状態の確認、アルバイトや自立に向けた自活訓練など、施設内の職員や児童福祉司とも情報を共有し支援を行っていく計画である。今後は寮舎会議やプロジェクト会議でさらに内容を具体的なものにしていく予定である。

事例6はA施設が行う「自立支援」の具体的事例である。まだ動き始めたばかりの支援計画は、2年半後の高校卒業、あるいはその先に向けて具体的な計画が練られていく予定だ。「自立」に向け、まずはE君の抱える情緒面での安定を目指した段階である。

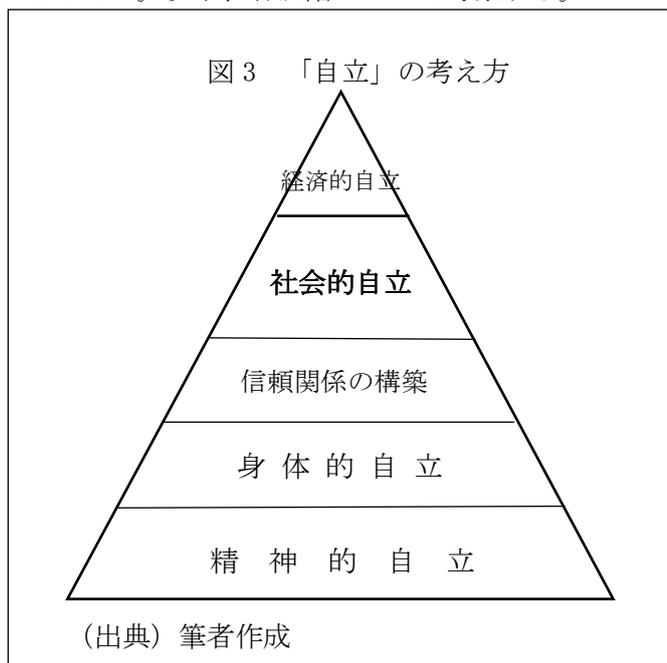
事例6で強調したいのは、精神的に不安定になり、他児の生活までも崩れてしまうことがあるE君に対し、職員が「職員同士が協力している」という姿勢を見せることで信頼関係を築こうとしたかかわりである。ここには「自立支援」を行う前提としての「信頼関係の構築」という段階を丁寧に行った。E君と職員の関係性を重視し、E君が相談できる環境を整えていくことで、不安や抱える複雑な思いを少しずつ解消していくことをめざしているのだ。第2節でBさんが語った「精神的安定」をまずは確保していく実践といえる。ここではまだ職業訓練や就職・進学を想定した「自立」に向けた支援にまでは至っていないが、その前段階での支援の重要性が感じられる。最終的には「相談できる力」をつけていくためにも基盤となる職員との関係性は築いておかなければならない。現在直接見ている担当職員や、かつて担当していた職員、コーディネーターに限らず医療職や心理職といった各専門職など複数の職員がかかわり、一人の児童の支援体制を形成する「協働・連携」の例である。

第5節 「自立」の再考—「自立」のための支援とは—

今回実施したヒヤリング調査から、筆者は入所児童の「自立」の考え方や養護施設で行われる「自立支援」の段階を図3のようにまとめたい。以下、各段階について考察する。

①精神的自立（安定）

「自立」の一番の根底にはBさんのいう「精神的安定」がある。自分自身の置かれた状況のある程度理解し、家族関係や生き立ちを整理していくことが重要である。時には児童福祉司も含め、担当職員を中心に丁寧に行わなければ、日常生活にも大きく影響を与えることとなる。生活を落ち着かせていくためにも、児童自身に関することを説明できる限りで理解させていくことからその支援が始まる。



②身体的自立

精神的に安定した次の段階は、日常生活を落ち着かせていくことである。日々の基本的な生活習慣を組み立て、規則正しい生活を定着させていく中で、身の回りの掃除や洗濯、片付けといった基本的なことを身につけていくことになる。主に寮の担当職員が担うことになるが、日々の声掛けや手伝うことである程度自然と身につけていくことである。掃除や洗濯、食器洗いといったことは、特段のことがない限りは自分で行うこととされていたA施設でも「身体的自立（身辺自立）」に向けた取り組みであるといえる。嫌がる（面倒くさがる）

ことや、怠る光景も見られたが、それは「できない」わけではなく、このことに関して自立後に困ることは少ないように思う。

③信頼関係の構築

本来は「身体的自立」の次の段階として「社会的自立」でも良いのだが、筆者は「信頼関係の構築」という段階を挟みたい。段階として改めて設ける必要もないとも思ったが、Bさんの話を伺って強調しておきたいと感じた為、段階の一つとして組み込んだ。

「社会的自立」に向け、児童と職員との信頼関係を構築しておくことは欠かせない。言うまでもないがこれは、支援の初期の段階から始まっている。ただ、この段階までにある程度の関係性が形成されていなければ、次の段階に進むのが難しくなると考えた。短期間で形成されるものではないので（他の段階もそうなのだが）、長期にわたる丁寧なかかわりをしながら職員が姿勢や態度で示していくことや遊びや学習、何気ない会話を軽視することなくかかわりを持つことが重要である。遊び一つとっても、児童にとっては一緒に遊ぶ職員（大人）としての大きな意味を持つことになる。また、児童の声や主張にできる限り耳を傾け、応答していくことが関係性を形成する上で大切となる。話を聞いてくれない職員を児童は信用しない。話を聞き、共感してくれることを姿勢で示してくれる職員に児童は信頼を寄せていく。職員も多忙であり、なかなかじっくりと時間を取ることが難しいかもしれないが、児童の「自立」に向け、可能な限り合間を見つけ、向き合うことが重要である。

④社会的自立

筆者は退所する児童の一つの目標が「社会的自立」であると考えている。「自立」を「相談できること」としたBさんの考えや、これまで述べてきた「他者への依存」も「社会的自立」に含まれる。退所後に直面した困難を誰かに相談し、一緒に解決していくことが「自立」の一步である。必ずしもすべてを一人でこなす必要はなく、相談できる誰かと解決し、生活を組み立てていくことができれば「自立」している状態といえる。これを養護施設退所者が目指すべき「自立」であり、この段階を経て初めて次の段階へ進むことができると考える。

⑤経済的自立（就労自立）

A施設での職業体験やセミナーへの参加は「経済的自立」の中核である就労に向けた入り口となる。社会に出るということは、働いて得た収入で生計を立てていくことである。最終的に「経済的自立」が達成されれば、文句なく「自立」している状態である。そしてそれは、『広辞苑』での定義や社会一般のイメージとも合致する。つまり、最終的に目指していく状態は「経済的自立」である。ただ、ここで再度留意しておきたいのは、前段階の「社会的自立」があって初めて「経済的自立」が達成されるという点である。また、「社会的自立」が達成されている者が、「経済的自立」が比較的容易になると考えられる。働いて、収入を得ることが難しい時や困難が生じたときに誰かに相談できることができたり、退所した施設

も含めた支援機関等とのネットワークがあれば、対応することが可能になるということを改めて強調したい。

A施設のコーディネーターと寮の担当職員との役割は明確に分かれている。直接、児童をケアする担当職員とは別に配置されるコーディネーターは、主に施設外との機関・団体とのネットワークを形成する。それは「外の人や地域の人、他機関と繋がり、それを（施設の）中の子に還元する」役割であり、職業体験や就職・進学の手続き、アフターケアなど、「自立」に向け、より具体的で直結する支援を担う重要な専門職である。なかなか寮の職員の手回らないところへの支援を補完するコーディネーターによって、特に児童が施設外での経験を多く得ることが可能になっているといえる。児童の進路を考えるにあたり、児童の将来の選択肢や児童の視野を広げるためにも、職業体験へ行くことや、就職のセミナー、各学校の説明会などへの参加を積極的に促すことが大切である。

また、担当職員に比べ児童とかかわる機会が少なくなるコーディネーターではあるが、学習や進路相談、各種手続き、施設行事などでのかかわりを大事にしながら、専門職である前に一人の施設職員として信頼関係を構築していこうとする姿勢が随所にみられた。「自立支援」の基盤となり、出発地点となる「信頼関係の構築」が日々の何気ないかかわりの中で常に考えられている実践であることを忘れてはならない。こうしたかかわりの中で、入所児童が日々の生活の中で多くの経験を持つことは、将来のどこかで彼らの「強み」となり活かされていくはずだ。A施設で行われている「自立支援」や児童とかかわりから、児童が「必要に応じ、自己決定に基づき他者からの適切な援助を受けること」を目指した支援の一例がみられた。

終章 求められる「自立」と「自立支援」とは何か

本論文の執筆を始めたとき、「自立しているか」という問いに、筆者が首肯することができなかったのは、就労して得た収入で生計を立てる「経済的自立」をしていないと感じたからである。それは『広辞苑』にもある定義が世間一般でのイメージとして定着しているからかもしれない。本論文を執筆中に、同じゼミの学生たちにも「自立しているか」という質問を投げかけたことがある。結論から言うと、この問いには誰一人として手が挙がらなかった。手を挙げる勇気がなかった、という理由を除けば多くは筆者と同じ考え方であったのかもしれない。ある一人の学生が、親から経済的な支援を受けていることを理由に挙げた。つまり、筆者も含め、大学に通い学費や生活費を親に頼る学生は「自立」しておらず、そして「自立」することができないということである。この光景は就労を中心とした「経済的自立」を「自立」とする一般的な価値観を象徴している。

本論文では、社会福祉における「自立」という概念を改めて考え、児童養護施設で生活する児童の「自立」と「自立支援」について論じた。

戦後間もなくは「保護・救済」を中心としてきた社会福祉政策は、1990年代以降「自立支援」が目標概念として定着し始め、現在では、「自立支援」が制度・政策の基本理念となっていることを第1章で述べた。しかし、社会福祉政策において論じられる「自立」の概念は一般的な考え方とは異なる。生活保護受給者は生活保護からの脱却が第一の目標とされ、経済的自立が目指されるのだが、要介護高齢者や障害者は就労に困難を抱え必ずしも経済的自立が目指されるものではない。誰かの援助（多くの場合は介護）を必要とし、誰にも頼らずに生きていくことは困難である。生活の質（QOL）を維持・向上させていくためにも「自己決定」に基づいた主体的な生活を送ることにその重点が置かれている。

第2章では養護施設で生活する児童の「自立」と「自立支援」を問うた。入所する児童の「自立支援」を行う養護施設では、様々な理由で親と離れて生活する児童に対し職員が「保護者」となり支援を行う。原則18歳で退所する児童は「自立」することが求められ、家庭に戻ることができない退所者の多くは困難を経験することになる。養護施設で生活する児童にとっては、生活スキルを身につけていくことはもちろんだが、困ったときに他者に相談できる「社会的自立」が求められる。退所し「自立」する児童は「他の援助や支配を受けずに自分の力で身を立てること」ではなくむしろ、誰かに「頼ること」こそが重要である。退所後に直面する困難に対し、一人ですべて解決する必要はなく、誰かに相談し一緒に解消していくことが求められるのだ。つまり、退所後に目指されることは「必要に応じ、自己決定に基づき他者からの適切な援助を受けること」であり、誰かに「相談できること」である。

第3章では東京都の養護施設に配置されている自立支援コーディネーターを紹介した。退所者へのアンケートからみえた退所者の課題を踏まえ配置されたコーディネーターは養護施設内で「自立」に向け様々な支援を行う。そして、コーディネーターの実際の支援内容についてヒヤリング調査をもとに第4章で紹介した。ヒヤリング調査では、「自立」することは「相談できる」ようになることという回答が得られた。そのためにも日々児童との信頼関係を築いていくようなかかわりが重要であることがわかった。退所後に必要となる知識やスキルを身につけておくことが必要となる。身の回りのことは日々の生活の中で担当職員がかかわりながら身につけていき、一人暮らしのための専門的なスキル、例えば公共料金の支払い方法や金銭管理の方法はコーディネーターを中心に丁寧に行っていくことが求められる。また、コーディネーターは特に外部機関や社会資源を活用し入所児童へ「還元」する役割を担う。施設内だけではなく児童が社会の中で経験を得られるよう働きかけていくことで、児童が自身の進路にイメージを持つことに繋がり、将来の選択肢を増やしていくことが可能になっているといえる。

ただ、本論文で取り上げた養護施設退所者の困難はほんの一部に過ぎない。第3章で取り上げたアンケートではあくまでも連絡の取れる退所者が対象であり、回答率も4割に満たない。退所後に連絡が取れなくなってしまう者も一定数存在する。連絡が取れずに孤立して

しまうと、さらなる困難へと陥ることが予想される。アフターケアをさらに強化していく取り組みが必要であり、支援のネットワークから漏れることのない支援のあり方はさらに考えていかなければならない課題でもある。現在は18歳で養護施設を退所した者が進学中や就労中の場合に利用できる自立援助ホームや退所者の当事者が作るアフターケア支援組織⁹などもある。自立援助ホームは、養護施設等退所者がまさに「自立」するために利用することができる「住居」であるが、本論文では詳細に扱うことができなかつた。最近の児童福祉法改正により、自立援助ホームに入所する大学等就学中の児童などは22歳の年度末まで措置延長が可能となるなど、施設退所者や高齢児童への支援の動きも加速している。措置延長も含めた「自立」への長期的な支援体制の強化が進めていかねなければならない。退所後の支援機関を社会資源として活用しながら退所者を支えていく仕組みづくりをさらに検討していくことが求められている。

また、本論文では18歳で退所し、一人暮らしをする児童についての「自立」とその支援を論じたが、中には家庭に戻る児童もいる。養護施設では家庭復帰や家族再統合に向けた支援も重要となる。児童に加え、家庭への支援が「自立支援」に大きく影響することも考えられる。「自立支援」に果たす「家族支援」の意義や重要性についても大いに検討の余地を残している。

近年、児童虐待件数は増加の一途をたどり、メディアでは連日のように報道される社会問題となっている。児童を取り巻く社会状況は変化し、家族の問題や子育ての苦勞も多く聞かれるようになった。現在、虐待や障害、貧困などを理由に社会的養護を受けて生活する児童の多くが児童養護施設をはじめとする児童福祉施設で生活している。親と離れて生活をすする児童の不安や葛藤は絶えることがないのだろう。筆者の4年次の実習中、自分の家族のことを誇らしげに話す児童や家庭へ帰ることを望む児童の姿に、複雑な心境を覚えた。養護施設の職員は「保護者」の代わりとして児童の成長を近くで見守り続け、「自立」をめざして養育にあたらなければならない。児童の一人ひとりに合わせた「自立」とは何かを見極め、「自立支援」を考えていくことが求められているのだと思う。

あとがき・謝辞

気がつけばもう平成最後の年末を迎えている。4年次の5月に養護施設で実習を行い、本論文のテーマを設定してから半年が経過してしまった。余裕を持って進めていたはずだったが、知らぬ間に期限が間近に迫っており、自身の計画性のなさを痛感している。

ここまで時間がかかってしまった理由の一つに、「自立」という曖昧な問いに向き合う執筆作業に先行きの見えない不安があったことは確かである。抽象的で捉え難い「自立」という漠然としたテーマを言語化していく作業を前にパソコンを打つ手が何度も止まったが、ここまで本論文をなんとか書き上げることができた。執筆にあたりまずは、多忙の中、ゼミや研究室で構成や内容の相談から、ヒヤリング調査の為の書類までご指導して頂いた三輪清子先生には深く感謝申し上げたい。また、貴重な意見を聞かせてくれた同じゼミの学生にも感謝している。そして、実習でのご指導並びにヒヤリング調査にご協力頂いた養護施設の職員の皆様への御礼は尽きない。実際にお話を伺ったコーディネーターの方には、年末の多忙な時季にもかかわらず、本原稿の校正の依頼にも快諾して頂いたことに、厚く御礼申し上げたい。こうして、多くの方のお力添え頂いたおかげで、本論文を執筆することができたことに、他者との関係性の重要性を改めて実感している。きっと人が一人で生きることはできず、お互いが協力し合うことによって一つの目標を達成していくのだと、改めて認識する機会ともなった。今後は、常に「自立しているか」という問いが筆者の後をついて回るような気がするが、いつか、自身が「自立している」と胸を張って言えるように日々精進していきたいと思う。そして、30年の歴史に幕を下ろす「平成」の次に来る新たな時代が、複雑で多様な思いを抱える児童の「自立」に向けて、光ある時代となることを強く願っている。

注

¹ 児童福祉法第41条

² 年長児童とは、中学3年生以上（14～18歳）の児童のことである（厚生労働省 2013）。

³ 家庭復帰を希望する児童は、前回調査（2008）で38.4%から37.7%へと減少しており、自立生活への自信がある児童は、31.5%から31.3%へ微減していた（厚生労働省 2013）。

⁴ 老人医療費支給制度による高齢者の医療費負担を無料にする制度が始まった1973年は「福祉元年」と呼ばれたが、続くオイルショックの影響もあり財政的問題も生じた（内藤 2016）。

⁵ 法定当初は「養護施設」という名称であり、1997年の法改正で「児童養護施設」という名称に変わった。

⁶ 1998年の厚生省児童家庭局家庭福祉課長通知「児童福祉施設等における入所者の自立支援計画について」により、養護施設にその策定を求め、2005年改正の「児童福祉施設最低基準」によって義務付けられた（早川 2007:55）。

⁷ 自立援助ホームとは「共同生活を営むべき住居における相談その他の日常生活上の援助及

び生活指導並びに就業の支援（中略）を行い、あわせて児童自立生活援助の実施を解除された者に対し相談その他の援助を行う事業」を指す（児童福祉法第6条の3）。

⁸ この統計は、東京都福祉保健局が施設職員向けに実施した研修内で示された資料を、施設職員の方に見せて頂き、参考にしている。

⁹ 例えば「NPO 法人社会的養護の当事者参加推進団体 日向ぼっこ」や「アフターケア相談所 ゆずりは」などが有名である。

参考文献

池田省三，2002，「介護保険と地方の時代」大森彌編『高齢者介護と自立支援：自立をめざす介護への挑戦』ミネルヴァ書房，pp119-121.

伊藤嘉余子，2014，「社会的養護における自立支援の実践と課題」日本社会福祉学会事典編集委員会編『社会福祉学事典』丸善出版，pp416-417.

岩崎晋也，2008，「社会福祉にとっての「自立」支援とは」日本社会福祉学会編『福祉政策理論の検証と展望』中央法規，pp173-193.

岩崎晋也，2014，「自立支援」日本社会福祉学会事典編集委員会編『社会福祉学事典』丸善出版，pp24-27.

遠藤浩，2002，「自立援助ホームからの提言」村井美紀・小林英義編『虐待を受けた子どもへの自立支援：福祉実践からの提言』中央法規，pp19-41.

小野澤昇・田中利則・大塚良一，2013，『子どもの生活を支える：社会的養護内容』.

河東田博，2007，「障害者差別の歴史と当事者運動」仲村優一・一番ヶ瀬康子・右田紀久恵＝監修／岡本民夫・田端光美・濱野一郎・古川孝順・宮田和明＝編集『エンサイクロペディア社会福祉学』中央法規.

北川清一，2005，『児童福祉施設と実践方法：養護原理とソーシャルワーク』中央法規.

京極高宣，2006，「今、求められている自立支援」『月刊福祉』2006年7月号，pp. 12-17.

草間一夫，2012，「自立を考える」武藤素明他編『施設・里親から巣立った子どもたちの自立』福村出版.

厚生省児童家庭局家庭福祉課，1998，『児童自立支援ハンドブック』.

厚生労働省児童家庭局家庭福祉課長通知，2005，「児童養護施設等における入所者の自立支援計画について」.

厚生労働省，2011，「社会的養護の課題と将来像」.

厚生労働省雇用均等・児童家庭局，2013，「児童養護施設入所児童等調査結果（平成25年版）」.

厚生労働省，2016，「社会的養護の現状について（参考資料）」.

- 厚生労働省老健局, 2018, 「介護保険制度公的介護保険制度の現状と今後の役割」
(<https://www.mhlw.go.jp/content/0000213177.pdf>) 2018. 12. 16 閲覧.
- 厚生労働省, 「社会的養護」
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/syakaiteki_yougo/index.html) 2018. 10. 1. 閲覧.
- 社会保障制度審議会事務局, 1995, 「社会保障体制の再構築—安心して暮らせる 21 世紀の社会を目指して—」
(<http://www.ipss.go.jp/publication/j/shiryu/no.13/data/shiryu/souron/21.pdf#search=%27E7%A4%BE%E4%BC%9A%E4%BF%9D%E9%9A%9C%E4%BD%93%E5%88%B6%E3%81%AE%E5%86%8D%E6%A7%8B%E7%AF%89%E2%80%95%E5%AE%89%E5%BF%83%E3%81%97%E3%81%A6%E6%9A%AE%E3%82%89%E3%81%9B%E3%82%8B21%E4%B8%96%E7%B4%80%E3%81%AE%E7%A4%BE%E4%BC%9A%E3%82%92%E7%9B%AE%E6%8C%87%E3%81%97%E3%81%A6%E2%80%95%27>) 2018. 11. 20 取得.
- 汐見稔幸, 1998, 「自立とは何か—わが国の若者の自立状況と支援課題」『世界の児童と母性』45, pp. 2-7.
- 庄司順一, 2006, 「今、求められる子どもの自立支援とは何か」『月刊福祉』2006 年 7 月号, pp18-23.
- 新保幸男, 1998, 「児童福祉の理念と自立支援」『世界の児童と母性』45, pp14-17.
- 新保美香, 2006, 「生活保護制度と自立支援」『月刊福祉』2006 年 7 月号 pp. 26-29.
- 青少年福祉センター, 1980, 『強いられた「自立」: 高齢児童の養護への道を探る』ミネルヴァ書房.
- 全国自立生活センター協議会, 「自立の理念」
(<http://www.j-il.jp/about/rinen.html#content>)2018. 10. 1 閲覧.
- 高橋利一, 2012, 「東京都児童養護施設等退所者の実態調査報告」武藤素明編著『施設・里親から巣立った子どもたちの自立』福村出版.
- 高橋信幸, 2016, 「介護保険制度の目的と理念」社会福祉士養成講座編集委員会編『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規, pp128-138.
- 谷口明広, 1989, 「『自立』の思想」大塚達雄・阿部志郎・秋山智久編『社会福祉実践の思想』ミネルヴァ書房, pp125-137.
- 中央社会福祉審議会社会福祉構造改革分科会, 1998, 「社会福祉基礎構造改革について (中間まとめ)」.
- 東京都社会福祉協議会自立支援コーディネーター委員会, 2018, 『子どもの未来を拓く: 自立支援コーディネーター30 の実践』東京都社会福祉協議会.
- 東京都福祉保健局, 2011, 「東京都における児童養護施設等退所者へのアンケート調査報告書」.
- 東京都福祉保健局, 2015, 「自立支援強化事業」.
- 東京都福祉保健局, 2017, 「東京都における児童養護施設等退所者の実態調査報告書」.

- 東京都福祉保健局, 2018, 「自立支援強化事業の概要」東京都社会福祉協議会自立支援コーディネーター委員会編『子どもの未来を拓く：自立支援コーディネーター30の実践』, pp12-13.
- 内藤佳津雄, 2016, 「高齢者福祉保健制度の発展」社会福祉士養成講座編集委員会編『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規, pp77-85.
- 新村出, 2018, 『広辞苑』岩波書店.
- 長谷川真人, 2007, 『児童養護施設における自立支援の検証』三学出版.
- バート・コロピー, 1989, 「自立のジレンマ」(秦洋一訳), ガムロス・セムラデック・トーンキスト編『自立支援とはなにか:高齢者介護の戦略』(岡本祐三・秦洋一訳)日本評論社, pp11-19.
- 服部次郎, 2018, 『現代児童家庭福祉』ミネルヴァ書房.
- 早川悟司, 2007, 「自立支援指導員の現状と課題」『児童福祉研究』23, pp. 53-57.
- 早川悟司, 2017, 「社会的養護からの自立支援：現場実践の到達点と課題」『子どもと福祉』10, pp30-34.
- 古川孝順, 2003, 『社会福祉原論』誠信書房.
- 古川孝順, 2007, 「自立の思想」仲村優一・一番ヶ瀬康子・右田紀久恵＝監修／岡本民夫・田端光美・濱野一郎・古川孝順・宮田和明＝編集『エンサイクロペディア社会福祉学』中央法規, pp. 284-287.
- 古川孝順, 2009, 『社会福祉の拡大と限定：社会福祉学は双頭の要請にどう応えるか』中央法規.
- 牧園清子, 2010, 「児童福祉における自立の支援：施設養護を中心に」『松山大学論集』pp. 164-193.
- 村井美紀, 2002, 「『自立』と『自立支援』」村井美紀・小林英義編『虐待を受けた子どもへの自立支援：福祉実践からの提言』中央法規, pp131-152.